②石綿健康被害救済業務勘定、基金勘定及び承継勘定

政府交付金又は運営費交付金により厚生年金基金への掛金及び年金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金を計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職一時金及び年金給付に係る退職給付引当金の当期増減額を計上しております。

4．石綿健康被害救済基金に係る拠出金の計上基準

石綿による健康被害の救済に関する法律第32条第２項に定める地方公共団体からの拠出金及び同第47条に定める特別拠出金については、同第31条の規定により石綿健康被害救済基金に充てるものとされているため、「独立行政法人会計基準第85寄附金の会計処理」に準じて会計処理を行っております。

5．割賦譲渡に係る収益認識基準

事業資産の引渡し時において、割賦取引に係る債権元本総額（消費税を除く）を割賦譲渡元金として計上し、回収日をもって事業資産譲渡高及び事業資産譲渡原価として計上する方法によっております。なお、未回収の割賦譲渡元金に対応する未経過利益は、割賦繰延利益として負債計上しております。

6．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

①公害健康被害補償予防業務勘定

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別の回収可能性を勘案するとともに、貸倒実績率に基づき、回収不能見込額を計上しております。

②承継勘定

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　賞与引当金

①公害健康被害補償予防業務勘定

役員及び職員の賞与の支払いに備えるため、運営費交付金により財源措置がなされないものについて、支給見込額の当期負担額を計上しております。

②石綿健康被害救済業務勘定、基金勘定及び承継勘定

政府交付金又は運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金を計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、独立行政法人会計基準第88に基づき計算された当該見積額の当期増減額を計上しております。

7．法令に基づく引当金等の計上根拠及び計上基準

納付財源引当金

翌事業年度以降の納付金（公害健康被害の補償等に関する法律第48条に定める納付金）の財源に充てるため、独立行政法人環境再生保全機構に関する省令（以下「省令」という。）第13条の規定に基づき計上しております。

8．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）によっております。

9．債券発行差額の償却方法

債券発行差額は、債券の償還期間にわたり均等償却しております。

10．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成27年３月末利回りを参考に0.400％で計算しております。

11．リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

12．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

〔貸借対照表に関する事項〕

1．金融商品関係

⑴　金融商品の状況に関する事項

①公害健康被害補償予防業務勘定、石綿健康被害救済業務勘定及び基金勘定

資金運用については短期的な預金等及び長期的な財政融資資金預託金及び公債等に限定しております。また、有価証券及び投資有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、国債、地方債等を保有しており、株式等は保有しておりません。

②承継勘定

承継勘定においては、旧環境事業団から承継された建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の管理回収を行っており、これらの債権の回収を進め、同事業の財源となった財政融資資金の返済を確実に行っていく必要があります。これらの業務を実施するため、財政融資資金及び金融機関からの借入金及び債券発行により資金を調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

承継勘定が保有する金融資産は主として、建設譲渡事業に係る割賦譲渡債権と貸付事業に係る貸付金債権であります。これらは国内の地方公共団体や法人等に対するものであり、契約先の債務不履行によってもたらされる信用リスクにさらされております。

借入金及び環境再生保全機構債券は、一定の環境下で市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクにさらされております。

信用リスクの管理は、債権管理回収に係る諸規程に基づき割賦譲渡元金債権及び貸付金債権の債務者の信用情報管理、内部格付、返済金の入金管理、保証や担保の設定、問題債権への対応等の与信管理に係る体制を整備して運用しております。与信管理に係る体制は、内部格付、返済金の入金管理等は主として債権管理部門が行い、保証や担保の設定、問題債権への対応等、債権全般に係る信用情報管理は債権回収部門が行っています。入金状況や延滞発生、延滞解消状況は月次報告として担当理事に報告し、また、定期的に理事会にも報告しております。債権管理回収に係る基本方針の策定等は、理事長を委員長とする債権管理委員会を開催し、審議することとしております。

資金調達は、主務大臣により認可された資金計画に従って行っております。資金調達に係る流動性リスクについては、月次に資金計画を作成するとともに、複数の金融機関から当座貸越枠を取得すること等により管理しております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めておりません（（注３）参照）。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
①現金及び預金	14,484,626,563	14,484,626,563	－
②預託金（１年以内を含む）	11,240,000,000	11,820,184,566	580,184,566
③有価証券及び投資有価証券	249,145,386,106	252,906,015,900	3,760,629,794